

納税義務者の合計所得金額 (給与収入額)	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下 (1,095万円以下)	33万円	38万円
900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,195万円超)	控除適用なし	控除適用なし

注) 納税義務者本人の給与収入金額については、納税義務者本人に給与以外の所得がなく、かつ所得金額調整控除が適用されないものとして、参考に算出しています。